

平成24年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成24年度第1回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成24年6月6日(水) 午前10時00分～12時30分
場所	宇治市生涯学習センター 第2ホール
出席者	(委員) 市川委員 松岡委員 池田委員 近藤委員 大杉委員 柴田委員 (事務局) 土屋副市長 岩本広報課長 波戸瀬広報課主幹 倉辻広報課主任 (傍聴者) 1名 (欠席委員) 西垣委員 吉田委員
<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付等</p> <p>(1) 副市長から各委員に委嘱状が交付された。</p> <p>(2) 事務局より、欠席の西垣委員、吉田委員については、委員就任について承諾を得ていることの説明があった。</p> <p>(3) 副市長から挨拶が行われた。</p> <p>(4) 各委員から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>(5) 事務局より、事務局員の紹介が行われた。</p> <p>3 会長の選出等</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、市川委員が会長となった。会長から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長の指名により、松岡委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>4 本日の手順について(事務局)</p> <p>(1) 平成23年度宇治市個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>(2) 個人情報紛失事案について(報告事項)</p> <p>(3) 学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>5 報告事項 平成23年度宇治市個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 概要説明(事務局) 事務局より、資料1に沿って平成23年度宇治市個人情報保護制度運用状況についての説明が行われた。</p> <p>(2) 質疑応答 (会長) 今の説明について質問はあるか。 (委員) 決定単位8は、文書ではなく録音した音の開示か。また、文書でなければ、通</p>	

報者の氏名はどのように不開示としたのか。

(事務局) 決定単位8は、音声の開示である。不開示とした通報者の氏名、携帯電話番号については、その部分の音声を消去して開示した。

(委員) デジタル録音のため、消去することは簡単だったのか。

(事務局) デジタル録音ではなかったが、不開示部分の音声を消去して開示した。

(会長) 他に質問はあるか。なければ平成23年度個人情報保護制度運用状況についての報告は以上とする。

6 報告事項 個人情報紛失事案について

(1) 概要説明（実施機関及び事務局）

初めに実施機関より資料2に沿って個人情報紛失事案について説明が行われ、次に事務局より平成23年度における個人情報漏えい・紛失事案の再発防止のための取組みについて説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会長) 以上の実施機関と事務局からの説明について質問はあるか。

(委員) 1ページ目の2に書かれている原因は、紛失が早期に発見できなかった原因であり紛失した原因ではない。紛失した原因はどのように考えているのか。

(実施機関) 鍵のかかった保管庫から作業のためUSBを一旦取り出し、作業終了後に元に戻したはずということだが、戻した時に保管庫のUSBの数を確認しなかったことが原因と考えている。他にも、USBに鈴のようなものを付けていれば、床に落としたとしても気付いたと思うが、そのような対策が取られていなかったことも原因と考える。いずれにしても、最大の原因は、USBの数を確認せずに保管庫に戻したことでありと考えている。

(委員) 「戻した」と言うのであれば、保管庫に戻して施錠した後に紛失したのか。

(実施機関) 「戻した」と言っているが、「戻したつもり」である。

(委員) 概要には「戻した」と断定的に書かれているが、戻していないのではないか。

(委員) 原因を追究する際に、「戻したつもり」が戻してなかった場合と、「戻した」のなくなった場合では、全然違って来る。

(実施機関) 「戻したつもり」ということである。

(委員) バックアップを取るとは、どういうことか。

(実施機関) USBメモリの情報が消えたら困るため、同じものを2本用意する必要がある。万が一に備えて情報担当の先生が、担任が作成した原本のUSBの情報を、もう1本の予備のUSBに移すということである。

(委員) 「戻したつもり」の時点では、予備のUSBに情報は移し終わっていたのか。

(実施機関) 移し終わっており、原本のUSBを紛失した。

(委員) データは失われていないのか。

(実施機関) データは、複製したUSBに残っている。

平成24年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

- (会長) まとめると、情報担当の先生が、原本のUSBの情報を予備のUSBに移した後、2本とも保管庫に戻したつもりが、実は、原本は戻っていなかったということである。
- (委員) データを移した7月19日は学期末であり、二学期が始まってしばらくしてから紛失に気付いたとのことだが、夏休みの間は、誰もUSBを使用しなかったのか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 担任の先生は、原本のUSBしか使用しないのか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) バックアップを取るのは、情報担当の先生だけか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) バックアップを取るのは、学期末だけか。
- (実施機関) この事件が起こるまでは、バックアップを取る時期は決まっておらず、情報担当の先生の手が空いた時にバックアップを取っていた。しかし、今後は、時期を決めて行うように改善した。
- (委員) データの更新は、学期初めや学期末では頻繁に行われると思うが、それ以外でも頻繁にあるのか。
- (実施機関) 担任によって事務の進め方はいろいろであり、頻繁にUSBを収納ケースから取り出すことはないと思うが、指導要録に出欠に関する情報を入力するため、学期中に一回しか使用しないわけではないと思う。
- (委員) バックアップを取る頻度は、どれくらいか。
- (実施機関) 以前は随時であったが、現在は、一学期に一回であると思われる。
- (委員) 一学期に一回で大丈夫か。USBの不具合等で、データが失われないか心配である。
- (委員) 担任の先生は、情報を紙で管理していないのか。
- (実施機関) 学校にもよるが、西大久保小学校においては、全ての情報をUSBメモリに保存して管理している。
- (事務局) 指導要録については、定められた書式に情報を記録しているので文書は存在する。よって、データが失われたとしても、復元することは可能である。
- (委員) 対策関係について2点確認したいが、1点は、資料に添付されている10ページの新聞記事に書かれている前回の北槇島小学校で起こったメモリ紛失事案のその後の対策として、今後はUSBメモリを使用せずサーバーで情報を管理すると言っていたが、それはどうなったのか。もう1点は、職場会議結果報告書について、3度も提出するよう督促しているが、全ての課から提出されているのか。
- (事務局) 平成23年度の職場会議結果報告書については、学校も含めて全て提出された。

平成24年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

- (委員) 報告しない課は決まっているのか。
- (事務局) 特には決まっていない。職場会議自体はしているが、報告書を提出しない課がいくつか見られる。
- (実施機関) どんなに注意しても、USBに保存すると紛失する可能性があるため、USBに保存できないようにしてサーバーで管理することを考えている。現在、モデル校2校で検証しており、そこでの結果を踏まえて今年度に予算計上し、予算が付けば全校に段階的に配置することを検討している。
- (会長) 北槇島小学校の紛失事案では、個人のUSBに生徒の情報と授業の教材と一緒に保存していたのが問題であり、それを踏まえて生徒の情報を個人のUSBには保存せず学校のUSBに保存し、鍵のついた保管庫に保管するよう改善されていると思うが、それでも紛失事案は起こってしまった。今後は、この事案も教訓とし、さらに管理を徹底してもらいたい。それでは以上で、個人情報紛失事案についての報告と質疑を終了する。

7 審議事項 学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて

(1) 概要説明 (事務局)

事務局より、資料3に沿って学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについての概要説明が行われた。

(2) 説明 (実施機関)

実施機関より、資料3に沿って学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて説明が行われた。

(3) 質疑応答

(会長) それでは実施機関と事務局からの説明について何か質問はあるか。

(委員) 前提状況の説明について、資料2ページ目の概要を見ると、児童生徒の問題行動は憂慮すべき情勢であると警察庁から指示が出されたのは、10年も前である。資料の文京区では平成16年に対応しており、京都府でも宇治市を除き他市町村ではすでに行っているのに、宇治市では、なぜ10年も経ってから動いているのか疑問である。また、現在の協定のない段階で、宇治市立の小中学校の生徒が万引きを行い警察に捕まった場合、学校には一切連絡がこないのか。万引きよりもっと重い犯罪の場合はどうなのか。学校は、新聞報道があって、初めて事態を把握するのか。

(実施機関) 国は14年から動き始め、自治体の早いところでは16年からであるが、京都府では19年3月に京都府教育委員会が先頭を切って京都府警本部と協定を締結したと聞いている。それぞれの市町村では、個人情報をしっかり管理できないと困ることから慎重に対応してきて、23年3月に向日市が協定を締結した。宇治市においては、学校でも児童生徒を守るためにどのような対応をすべきかを検討し、他市町村の対応も参考にしながら十分検討してきたため、今の

時期となった。また、今までの警察との情報のやり取りについてだが、正直なところ、細かい情報については生活指導の先生は把握している。万引きのような事案については店からも連絡がくるし、警察にもスクールカウンセラーという人がおり、問題行動を起こす児童生徒に付いている場合もあるので把握できる。それよりも怖いのは、広域での、学校間でケンカがある場合であり、昨年の京都市内の学校と宇治市を含む南部の学校との間であった決闘罪については、新聞報道で初めて事態を知った。このようなことは、すぐに事態を把握し指導、助言をしないことには、当該児童生徒以外の生徒も巻き込まれる恐れがあることから、宇治署以外の警察からすぐに情報が提供されるようにするためには、協定の締結が必要と考えている。

(委員) 必要性については理解したが、万引きをすれば店から学校に情報が提供されると思うが、現在もすでに第三者から情報が提供されていることは、どのように解釈しているのか。

(事務局) 条例の関係で整理すると、協定を締結していない中で警察から情報提供がある場合、市の意思で収集している訳ではないので、第5条の収集に該当しないと考える。しかし、協定を締結した中で収集する場合、第5条の収集に該当すると考えるため整理が必要である。協定締結の目的の一つに、情報が児童生徒の不利益とならないようにと定められていることから、情報の取扱いについて整理が図られると考える。

(委員) 先ほどの説明では、問題行動が凶悪化や低年齢化しているとのことであるが、統計的には必ずしも低年齢化していない。宇治市で低年齢化しているデータがあるなら教えてほしい。

(実施機関) 低年齢化についてのデータは持ち合わせていない。今までは中学校で起こっていた問題行動が、現在は小学校で起こっていることを、低年齢化と言っている。

(委員) 非行事案まではいかなくても、問題行動の低年齢化が見られるということか。

(実施機関) そうである。

(委員) データに出来るかわからないが、イメージが先行しており、必要以上に危機感を煽るようなことは問題なので、低年齢化に対するより正確な情報がある方が良いと思う。もう一つ質問があるが、今回の諮問にある条例第5条第4項第5号は、どのような場合を想定しているのか。

(事務局) 基本的には、本人や保護者に同意を取って提供されるが、京都府個人情報保護条例の第5条には宇治市と違って「犯罪の予防等を目的」として情報を提供できる規定があり、警察がどのような理由で情報提供してくるかわからないので、万が一、この規定に基づき提供される場合を想定し、諮問している。

(委員) 先ほどの事務局の説明では、収集する意思がない情報を提供された場合は収集に該当しないと述べていたことを考えると、宇治市が積極的に情報を収集し

ないのであれば、第4項第5号の諮問は必要ないのではないか。

(事務局) 協定を締結するにあたっては、宇治市の意思で情報を収集することになるため、条例上の整理をする必要があると考えている。よって、警察が「犯罪の予防等を目的」に情報を提供してきた場合の整理が必要と考えている。

(委員) 諮問されていない点について質問がある。学校から警察への提供については、「本人同意」と「緊急かつやむを得ない場合」のみであり、条例上の例外に該当するため諮問は必要ないとのことだが、協定書には学校から警察への連絡対象事案として「児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案」と「学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案」とだけ書かれており、この表現では対象がかなり広いように思う。「人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合は、かなり限定されるのではないか。この部分は、どのように考えているのか。

(実施機関) 現場の思いとして、保護者の同意が取れない事案を、学校から警察に提供するの本人のためにならないことが多いため、保護者を説得してでも同意を取ることが前提である。

(委員) 学校から警察に情報を提供する場合は、極めて強い原則として、少なくとも保護者の同意が必要ということか。保護者の同意なく提供するのは、どのような場合を想定しているのか。

(実施機関) 保護者の同意を取ることにも指導と考えているが、保護者の同意が取れない場合でも放っておいたら危険であるときには、状況によっては提供することもあり得ると考えている。

(委員) 「緊急かつやむを得ない場合」に該当するのにはかなり厳しい条件があり、今すぐ提供しないと当該児童が怪我をするとか、当該児童の命に関わる場合でないと、該当しない。

(実施機関) 「緊急かつやむを得ない」に該当する事象は、学校内での暴力により、命に関わる場合等を想定している。

(委員) 学校で生徒による暴力事象があり、学校では対応できない場合は110番通報すると思うが、その場合、この協定書とは別の対応と考えるのか。

(実施機関) 別と考える。

(会長) そのような場合とは別に、情報を提供して警察と相談する場合は、この協定書の内容であるということか。本人及び保護者の同意がなく警察に情報提供する場合は、非常に限られた場合であり、110番通報に匹敵するような危険性がある場合を想定しているようだが、そうであれば、それがどこかに記載されていないといけない。実施要領に記載されているのか。

(実施機関) 実施要領には出ていない。具体例は、内規で定めることになると思う。

(会長) 協定書の表現では、「緊急かつやむを得ない」に該当する事象が、非常に限定

的なものであるとは読めない。学校から提供する場合なので、例外に該当する事象を宇治市側の文書だけでも良いので、公式の文書で定めるべきである。現場ですぐ使えるマニュアルで定めるのは当然であるが、先ほど言っていたような内規で定めるのも良い。

(委員) 協定書の4条2項は「原則として、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。」で終わっており、原則があるなら例外もあると読める。ただし、協定書には例外は書かれていないため、条例と併せて考えれば「緊急かつやむを得ない」場合しかありえないとわかるはずであるが、例外を広く捉えられてしまう。

(委員) 協定書の4条1項に記載されている学校から警察への連絡対象事案は大変広く、非行も含めているが、条例第8条第1項第4号は「生命、身体又は財産の保護」であり、ほとんど犯罪に近い場合が想定されるため、非行は含まれないのではないか。

(委員) 協定書の4条1項のウの(イ)に「他の児童生徒に悪影響を与える」とあるが、かなり曖昧な表現である。

(委員) 同意があれば、そのような事案でも提供は可能であるが、協定書の4条2項に「原則は同意を得るものとする。ただし、生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない場合には、同意を得なくてもやむを得ない」というようなことを明記した方が、趣旨ははっきりする。

(会長) 警察から提供を受ける場合と、警察に提供する場合で連絡対象事案を分けており、警察に提供する場合の例外は極めて限定的であるが、提供を受ける場合は「本人同意」と「緊急かつやむを得ない」場合以外にも諮問の内容も含まれており、例外を少し広げている。

(委員) 先ほどの「他の児童生徒に悪影響を与える」は「緊急かつやむを得ない」に含まれないパターンである。

(委員) 協定書の4条1項ウの(イ)の事案とは、何を想定しているのか。

(実施機関) 薬物使用や援助交際、他には刃物の所持を想定している。このような事案は、一人がすると他にも影響がある。

(委員) 悪影響をどのぐらい想定しているのか曖昧であり、仮に援助交際をしている生徒の情報を警察から受けた場合、学校はどのように指導するのか。

(実施機関) 生徒指導の先生が、生徒との信頼関係の下、1対1で指導することを想定している。

(委員) 第4条ウの(ア)の「組織的又は反復性のある事案」と(ウ)の「ぐ犯性が強い事案」は、継続的な対応が必要となるのはわかる。(イ)は、対象が広いだけでなく、(ア)と(イ)の間にあるのは、順番がおかしいように感じる。

(実施機関) 確かに、反復性がありぐ犯性がある、その次に他の生徒に影響がある。その並びの方が、良い気もする。

平成24年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

(委員) 悪影響を与えるというのが広すぎてわかりにくい。例えば、服装が乱れているだけでも悪影響がある。

(委員) 例えば、テレフォンクラブが摘発されて登録名簿を確認したら、ある中学校の生徒が登録していることがわかった場合などが考えられる。

(実施機関) 学校内のことであれば学校だけで対応するが、学校外で起こった問題行動を学校としていち早く掴みたい、ということである。結局、協定書の第4条の学校と警察との連絡対象をもう少し明確にするため、協定を取り交わす中で協議するか、内規でしっかり位置づける必要があると考えている。

(委員) 学校から警察への連絡対象事案は漠然と書かれているので、学校が連絡対象事案でないと判断し警察に連絡しなかった場合に、警察から連絡対象事案に該当するのになぜ連絡しなかったのかと言われたいためにも、内規レベルではなく協定書に原則と例外を明記する必要がある。

(実施機関) 学校から警察に連絡したいときに連絡するのであり、学校が連絡の必要はないと判断した事案に対して警察から問い合わせがあっても、同意がなければ教えない。

(委員) 警察はいろいろな情報を集めたいと思うので、協定書に明記しないと問題が起こる可能性がある。

(会長) 協定書には「警察との連携が必要と認められる事案」と書かれており、また、個人情報保護条例に基づき運用もするため、学校が必要ないと判断したものに対し警察から何か言われるものではないので、提供に関してはこちらの問題なので内規で定めるでも良い。問題は、警察から学校に提供される情報の原則と例外をどのように考えるかであり、協定書にもう少し明確に記載した方が良い。他に何か質問はあるか。なければこの審議案件についての質疑は終了する。

(4) 取りまとめ

(会長) それでは質疑を受けて審議に入るが、何かあるか。

(委員) 本人同意や緊急かつやむを得ない場合の収集や提供については、必要性があると思う。しかし、諮問の第5号で収集する場合については、説明を聞いても該当する事案が想定できない。また、警察から提供される情報が必ずしも正確とは言えないため、場合によっては冤罪的な情報も含まれるかも知れず、学校側が、警察からの情報によって生徒の不利益になることはしないと考えるが、そのような情報が入るだけで不利益になるので、第5号で収集の例外を認めるのは問題があると思う。また、緊急かつやむを得ない場合も、後日、本人及び保護者に連絡するべきであり、実施要領の10の(4)のとおり原則としてではなく、全て通知すべきであると思う。

(委員) 諮問は認めても良いが、協定書の悪影響についてと学校から警察に提供する場合の例外については、明確にすべきと考える。原則を除くと本人同意に基づいてしか提供はなくなるので問題はなくなるが。

(委員) 第5条第4項第5号については、本人が、入院して意識がない場合や薬物の影響で判断できない場合が考えられる。他にはどのような場合が考えられるか。

(事務局) ほとんどの場合は「緊急かつやむを得ない」に該当すると考えるが、興奮状態でまったく説得を受け付けられない場合が想定されるのではないか。

(会長) 運用についての仕組みは、細部を詰める必要がある。しかし、大筋については認めて良いと考えるがどうか。

(委員) 認めて良い。

(会長) 提供については、本人同意がない場合、すべて「緊急かつやむを得ない」場合に該当するわけではないので、第5号も認める必要があると考えざるを得ない。問題は、第5号に該当するのはどのような場合かであって、それを、もう少し警察と詰める必要がある。出来ればその基準となるものを、協定書に文章として明記する方が良い。それが出来なくても、警察と基準について明確な合意が必要である。出来るだけ協定書に基準、方向性がでる形にしてもらいたい。良ければ諮問を認めるということ、答申案の審議に入る。

8 資料説明 (事務局)

(1) 事務局より、答申案について説明が行われた。

(2) 答申案の検討

(委員) 答申は、類型答申となるのか。

(事務局) そうである。

(委員) もう少し限定した表現に出来ないか。

(事務局) 「協定に基づき」と入れる方が良いか。

(委員) 条例では、センシティブ情報は、本人同意があっても収集できないとなっているが、センシティブ情報以外であれば、本人同意があれば収集して良いとなっている。しかし、2つ目の答申案は、本人同意が得られない場合でも収集できるという答申なので、理由に「本人又は保護者からの同意を得ることができない場合」という言葉を入れてはどうか。

(事務局) 従来 of 類型答申では入れていないが、個別の類型答申のため「意思能力がない場合」とまで限定した方が良いか。

(委員) そこまで限定しなくても良い。

(委員) 「本人又は保護者の同意が得られない場合」と入れるぐらいで良い。

(委員) 類型の16には書かれている。

(事務局) 類型の冒頭に「本人又は保護者の同意が得られない場合」とすれば良いか。

(会長) 他の類型に合わせると、理由の冒頭に「本人又は保護者の同意を得ることが不可能又は困難な場合に、」として後に続ける。

(委員) 学校警察連絡制度というものを介して行う、という限定は必要ないのか。

(委員) 入れるとしたら、事務の類型か。

(委員) 事務の種類の「学校が、」の後に、「学校警察連絡制度に基づき、」と入れてはどうか。

(会長) そうであれば「警察から必要な個人情報を収集すること。」の前に入れて、「学校が、児童生徒の健全育成に関する指導・支援を行うにあたって、学校警察連絡制度に基づき、警察から必要な個人情報を収集すること。」としてはどうか。

(委員) それで良い。

(会長) では、諮問に対するいずれの答申についても、事務の種類の「警察から必要な個人情報を収集すること。」の前に「学校警察連絡制度に基づき、」と入れることにしたい。

(事務局) 修正内容を確認すると、いずれの事務の種類も「学校が、児童生徒の健全育成に関する指導・支援を行うにあたって、学校警察連絡制度に基づき、警察から必要な個人情報を収集すること。」とする。収集が適当であると認める理由については、例外類型事項17のみ「本人又は保護者の同意を得ることが不可能又は困難な場合に、学校が、児童生徒の健全育成のための指導・支援を行うためには、警察から児童生徒の非行・不良行為等に関する情報を収集する必要があるため。ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがない場合に限る。」とする。

(会長) 以上で良ければ、これを答申とする。

9 その他連絡事項等について

5月22日に発生した2件の個人情報流出事案の概要について報告する。本件の詳しい報告については、7月又は8月頃に審査会を開催し報告したいと考えている。次回日程調整については、後日させていただく。

10 閉会

(会長署名)